

全人代常務委員会
「中華人民共和国反不正当競争法（改正草案）」
に関する説明

2017年2月26日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。

※ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

「中華人民共和国反不正競争法（改正草案）」

に関する説明

一、改正の必要性

「中華人民共和国反不正競争法」（以下、「現行法」という）は 1993 年から施行されて以来、公平競争を奨励、保護し、社会主義市場経済の健全な発展を保障するために、重要な役割を果たしてきた。わが国の市場経済の発展に伴い、新しい業態、商業モデルが次々と現れることにより、現行法に不適用な部分が生じた。一、実務の中で新たに現れた競争秩序を攪乱し、明確な不正競争性質を有する行為について、現行法では列挙されていない。なお、現行法に列挙された不正競争行為の特徴にも変化が生じたため、反不正競争の法執行根拠が足りなくなる。二、不正競争行為に対する規制と取締体制が完備されていない。不正競争行為の取締における民事損害賠償制度の役割をより一層増強し、行政摘発措置をより一層革新することが期待され、事中・事後の監督管理を強化する要求に基づき、民事責任と行政処罰を有機的に結びつき、かつ、刑事責任を最終的な懲戒手段とする法的責任体系の整備が必要とされている。三、現行法が実施されて以来、独占禁止法、入札募集・入札法等の法律が制定された。現行法にはこれらの法律との重なりないし不一致が存在するため、法律規定の統合性を確保するために、現行法を改正する必要がある。

「中共中央による全面的に改革を深化する若干の重大問題に関する決定」における市場監督管理体系を改革し、不正競争を反対し、「統一的開放、秩序的競争」という市場体系を構築する要求を実現するために、中央全面改革深化指導者グループは、現行法の改正を全面的改革深化業務の要点と位置づけ、なお、国務院 2016 年立法業務計画においても、これを全面的改革深化のための至急プロジェクトにリストアップした。

2015 年 12 月 30 日、工商総局は、国務院に「中華人民共和国反不正競争法（改正草案送審稿）」を提出した。法制弁は、当該原稿を受け取ってから、書面で各部門、地方、業界協会に意見を募り、パブリックコメントを募集し、企業座談会、専門家論証会を開催した。意見のフィードバック状況により、工商総局と共同で、かつ最高人民法院の裁判官を招待して、再三にわたり研究・改正を行い、「中華人民共和国反不正競争法（改正草案）」

(以下、「改正草案」という)を形成した。改正草案が既に2016年11月23日の国務院第155回常務会議で議論を経て承認された。

二、改正の主要内容

(一) 不正競争行為を正確に定義し、法律の適用性を増強した。現行法を改正する際に、既に存在している不正競争行為については明確に定義しなければならない、同時に将来に現れうる不正競争行為を摘発するための法的根拠も提供しなければならない。そのため、草案を改正する際に、まず、現行法において、経営者が「自由意思、平等、公平、誠実信用の原則に基づき、公認の商業道徳を遵守しなければならない」という要求を維持する上で、不正競争行為に対する定義をより一層現在の実情に合わせるために、「本法にいう不正競争行為とは、経営者が前項の規定に違反して、不正の手段で市場取引に従事し、他の経営者合法的な権益を損ね、競争秩序を攪乱する行為をいう」(第二条)と規定した。次に、将来に現れうる不正競争行為に対応するために、フォール・バック認定条項を増加し、「経営者が本法第二条の規定に違反し、かつ、本法第二章第六条から第十四条並びに関連する法律、行政法規に明確な規定がない場合、競争秩序を嚴重に破壊し、確かに摘発が必要とされている市場取引行為に対して、国務院工商行政管理部門にて、或いは国務院工商行政管理部門が国務院関連部門と共同で研究を行い、不正競争行為に該当すると認定すべきである旨の意見を提出し、国務院に報告して決定してもらう」(第十五条)を規定した。これらにより、改正草案第二条に規定されたすべての不正競争行為を本法の規制範囲に取り入れた。

(二) 実務の中で浮き彫りになった問題に対して、禁止すべき不正競争行為に関する規定を補足、整備した。一、商業賄賂を取り締まる需要に応じて、経営者が取引に影響しうる第三者に賄賂を使い、取引に影響しうる第三者が賄賂を受け取ってはならず、かつ、取引に影響しうる第三者の範囲を明確にする規定を追加した。同時に、職員の商業賄賂行為の認定について特別規定(第七条)を設けた。二、営業秘密保持を強化し、営業秘密権利者の職員、元職員による営業秘密侵害に関する規定を追加し、なお、国家機関の職員、弁護士、登録会計士等の専門人員が職責を履行する中で知った営業秘密に対する守秘義務(第十条)も追加した。三、インターネット分野の反不正競争の客観的需要に応じて、インターネット不正競争行為に関する条項を追加し、経営者が技術手段を利用して、インターネット分野において、ユーザーの選択に影響を与え、その他の経営者の正常な経営を妨

害する行為をしてはならないと規定し、かつ、禁止すべき行為（第十四条）を具体的に規定した。他には、各方面の意見に基づき、第二章のその他条項の関連規定に対しても補足、整備を行った。

（三）本法と関連法律制度との関係を整理して法律規定の統合性を維持した。一、現行法第六条、第七条、第十一条、第十五条に定められた公共企業事業組織による競争排除、行政独占、ダンピング、入札談合に関する規定を削除し、前述条項に規定された行為については、それぞれ独占禁止法、入札募集・入札法で規制する。二、商標法第五十八条の規定との統合性を図るために、他人の登録商標、未登録の馳名商標を企業名称の中の屋号として使用し、公衆を誤解させる場合は不正競争行為に該当するという規定（第六条）を追加した。

（四）民事賠償責任優先、行政処罰併行という法的責任体制を整備した。不正競争違法行為は第一に損ねたのは他の経営者の合法的権益であるため、民事賠償を優先し、他の経営者による不正競争行為を制止する意欲を引き出す必要がある。同時に、不正競争行為が競争秩序にも損害を与えるため、行政処罰を与える必要がある。但し、行政摘発の措置を革新する必要がある。そのため、「経営者が本法の規定に違反し、他人に損害を与えた場合、法により民事賠償責任を負わなければならない。経営者が民事賠償責任及び過料の納付を負わなければならない。なお、その財産が足りず、これを同時に支払うことができない場合、民事賠償責任を優先的に負担する」（第二十条、第三十条）と草案の規定を改正した。なお、市場競争における信用の特別な重要役割に鑑み、改正後草案は、違法行為実行者に対する信用懲戒を追加して、「経営者が不正競争に従事に、行政処罰を受けた場合、監督検査部門により、信用記録に記入し、かつ、関連する法律、行政法規の規定により公表する」（第二十九条）と規定した。また、改正後草案は、行政強制措置の規定を補足し、社会通報体制を構築し、行政処罰の強度を増強し、違法行為に対する法的責任を追加し、法律による懲戒と教育の役割を着実に発揮させた（第十六条、第十九条ないし第三十四条）。